【ABC 消費者情報 Vol. 105】

◎通信販売・・・1回の注文のはずが定期購入へ!

「通信販売で、1回だけお試しのつもりで注文したら定期購入になっていた。解約したい。」との相談が寄せられています。

■相談事例

〇スマホで健康食品の広告を見た。安かったので、1回だけのつもりで注文した。しかし、 翌月も商品が届き、よく読むと5回目までは解約できないことがわかった。解約したい。

■アドバイス

- ○通信販売は、クーリング・オフは出来ません。
- 〇通信販売の広告では、消費者の都合での返品の可否と返品可能な場合の条件(返品特約) を表示することを事業者に義務づけており、特約の表示があれば消費者はこの特約に従う ことになります。
- 〇返品特約の表示がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日間以内であれば、返品の際の送料は消費者負担となりますが、返品は可能です。
- 〇通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の条件、送られて きた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。
- ○困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html

配信停止はこちら

%url/https:ath:stop%